

論点に対する回答

分 野	建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化について
省 庁 名	国土交通省
<p>令和4年9月13日公開の経団連規制改革要望において、「建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化」が公表されたものと承知している。</p> <p><要望内容・要望理由></p> <p>国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル¹」において、建設工事の適正な施行を確保するため、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが求められている。他方、建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、国土交通省の通知（平成28年国土建第119号²）により、親会社およびその連結子会社間の出向社員を出向先の会社が工事現場に監理技術者等として置く場合、当該出向社員と当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱う等の特例が設けられている。</p> <p>そこで、昨今、企業間の協業や組織再編等で資本関係の複雑化が進み、加えて監理技術者等の人材確保が課題となるなか、新たに通知等を発出して、雇用関係の取扱いの特例を、①親会社およびその持分法適用会社間の出向、②同一持株会社の連結会社間の出向にも拡充すべきである。</p> <p>これにより、監理技術者等の資格保有者が資格を活かして活躍できる機会が増加するとともに、建設業者にとっては、監理技術者等の人材確保がより柔軟に行えるようになることが期待できる。</p> <p>当該要望にかかる以下の論点についてご回答願いたい。</p>	

¹ <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001365324.pdf>

² 平成28年国土建第119号 <https://www.mlit.go.jp/common/001135012.pdf>

論点1 要望について

雇用関係の取扱いの特例を上記要望の通り拡充すべきではないか。

※派遣による監理技術者等の配置は求めている。

監理技術者等の人材は、人口減少社会の中で今後も候補者が一層減少すると想定されるが、国土交通省においては監理技術者等の確保に関する課題は認識していないか。また、国土交通省において今後どのような施策を行う予定か。

【回答1】

<要望について>

- ・建設工事の適正な施工を確保するためには、技術者の技術力と企業の組織的技術力の双方を十分発揮することが重要であり、監理技術者等と企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要である。
- ・親会社と連結子会社は一体的な経営を行っており、技術者の育成方針が共通していることや、ノウハウの共有が図られていること等から、親子会社間の出向については、技術者が出向先企業の技術力を熟知していると考えられ、一定の条件を満たした場合に特例として認めている。
- ・親会社と持分法適用会社間、連結子会社間の出向についても同様に取り扱うことが可能か否かについては、事例収集・実態調査を行った上で検討を行う必要がある。

<監理技術者等の確保に関する課題について>

- ・国土交通省においても、将来の建設業を支える監理技術者等の担い手確保は喫緊の課題と認識しており、本年5月にとりまとめた「技術者制度の見直し方針」に基づき、専任規制・技術検定制度の見直しを着実に実施する予定である。

論点2 規制の根拠法令

監理技術者等は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係がなければならぬとの規制に関し、本規制の根拠となる法令条項は何か。また、本規制が必要となるとする当該条項の解釈如何。

【回答2】

- ・「監理技術者制度運用マニュアル」は、建設業法の目的（適正施工の確保・発注者保護等）を踏まえ、技術者制度の運用にあたっての基本的考え方を明文化したものである。
- ・建設業法第26条において、建設業者は工事現場に主任技術者又は監理技術者を置かなければならないこととされている。建設工事は一品受注生

産であり、その施工に多数の者が携わることから、適正な施工を確保するためには、技術者が企業の技術力を熟知し、経験等により培われた技術者個人の技術力に加え、企業の技術力（ノウハウ・施工方法等）を十分発揮することが重要である。

論点3 在籍出向者について

【論点3-①】在籍出向者が監理技術者等と認められない理由

在籍出向者は、委託や派遣と異なり、出向先企業と雇用関係があり、出向先の企業に出向者の直接指揮命令関係があるにもかかわらず、親会社から連結子会社へ在籍出向を除き、監理技術者等と認められない（直接的かつ恒常的な雇用関係を求める）理由如何。

【論点3-②】実質的に関与について

一括下請負の禁止に関する通知（平成4年12月17日建設経済局長通知³）において、元請負人がその下請工事の施工に「実質的に関与」していることを必要としている。

「実質的に関与」とは元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導を行うことをいうとし、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないことになっているとしている。

在籍出向者は、出向先企業と雇用関係があり、出向先の企業に出向者の直接指揮命令関係があるにもかかわらず、元請負人が監理技術者等として在籍出向者を雇用し、その在籍出向者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行った場合、「実質的に関与」しているとは言えないのか。

「実質的に関与」に直接的かつ恒常的な雇用関係を求める理由如何。

【論点3-③】技術者の技術力と組織的技術力を相互に十分発揮することについて

事前のヒアリングで国土交通省から「適正な施工を確保するためには、技術者の技術力と企業の組織的技術力を相互に十分発揮することが重要であることから、少なくとも監理技術者等と所属企業との間には、直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要」との回答を得たところ。

在籍出向者は、出向先企業と雇用関係があり、出向先の企業に出向者の直接指揮命令関係があるにもかかわらず、技術者の技術力と組織的技術力を相

³ <https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/010/74000273/74000273.html>

互に十分発揮することはできないとする理由如何。

【論点3-④】 一体的な経営について

事前のヒアリングで国土交通省から「親会社の子会社の50%以上を有するなど親会社の子会社を実質的に支配し、一体的な経営を行っている親子会社グループにおいて、一定の要件を満たす場合に限り、技術者の在籍出向を認めている。

この点、親会社と持分法適用会社や、同一持株会社の連結子会社同士は、必ずしも一体的な経営を行っているとはいえず、仮に在籍出向を認めた場合でも、当該者が出向先企業と密に連携し、技術者と企業双方の技術力を十分に発揮することは難しいと考えられる。」との回答を得たが、一体的な経営でなければ出向先企業と密に連携し、技術者と企業双方の技術力を十分に発揮することができない理由如何。

出向先の企業に在籍出向者の直接指揮命令関係が認められているため、出向又は転籍のいずれの場合においても、出向先企業における組織的技術力を発揮することが可能であり、特に、①親会社およびその持分法適用会社の間、②同一持株会社の連結会社間の在籍出向者のような場合にはより一層組織的技術力を相互に十分発揮することはできるのではないか。

【回答3】

①、③及び④について

- ・在籍出向者は、派遣労働者等と同様、出向先企業との間で直接的な指揮命令関係が存在するが、出向先企業と恒常的な雇用関係を有し、技術者が企業の技術力を熟知しているとは必ずしも言えない。
- ・この点、親会社及び連結子会社は、一体的な経営を行っており、技術者の育成方針が共通していることや、ノウハウの共有が図られていること等から、技術者が出向先企業の技術力を熟知した上で職務を行うことが可能と考えている。
- ・親会社と持分法適用会社間、連結子会社間の出向についても同様に取り扱うことが可能か否かについては、事例収集・実態調査を行った上で検討を行う必要がある。

②について

- ・「実質的に関与」とは、建設業者が配置する監理技術者等が適切にその職

務を果たすことを指す。

- ・ 監理技術者等が適切にその職務を行い、適正な施工を確保するためには、監理技術者等と企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。